

お知らせ

(運転経歴証明書制度が改正されました)

平成24年3月16日
運転免許センター

高齢等の理由により運転免許証を自主返納された方（免許証の有効期限内に返納された方）に対しては、ご本人の申請により運転免許証に代わる本人確認書類として運転経歴証明書を交付しておりますが、道路交通法施行規則が改正されたことにより、運転経歴証明書の制度及び取扱い等が下記のとおり変わります。

記

1 改正内容

利便性の向上と、運転免許証に代わる本人確認書類としての機能を確保した内容に改正されています。（道路交通法施行規則の改正～平成23年内閣府令第70号。以下「改正府令」という。）

2 施行日

平成24年4月1日（日）

3 概要

改正事項（H24.4.1から）		H24.3.31まで
(1) 記載事項の追加 (様式の改正)	番号 (申請取消した免許証番号)、 運転不可の表記 ※ 別紙「運転経歴証明書の様式」 のとおり	※ 番号と運転不可 の記載はなし
(2) 対象者の拡大	○ 申請取消から5年以内で、現に 免許を受けていない方が申請でき ます。	○ 申請取消から1 か月以内で、現に 免許を受けていな い方が申請可
(3) 記載事項の変更	氏名、住所の変更が可能 ※ 住所地公安委員会において運転 経歴証明書の裏面備考欄に変更事 項を記載します。	不可
(4) 再交付	亡失・滅失・汚損・破損その他の 理由による再交付が可能です。	不可

4 従前の運転経歴証明書の交付を受けている方に対する措置

当該運転経歴証明書を亡失などしていない場合でも、再交付申請により改正府令施行後の運転経歴証明書の交付を受けることができます。

ただし、申請取消してから5年以上経過している場合は、記載事項が判読できる運転経歴証明書を所持している場合に限ります。

5 その他

(1) 運転経歴証明書の返納

運転経歴証明書を取得した方が

- ・ 新たに免許を受けたときは、現に受けている運転経歴証明書
- ・ 再交付を受けた後に、亡失した運転経歴証明書を発見したときは、発見した運転経歴証明書

を返納しなければなりません。

(2) 交付・再交付手数料

手数料条例の定めにより交付手数料1,000円がかかります。

※詳しくは、免許センター（022-373-3601）にお問い合わせください。

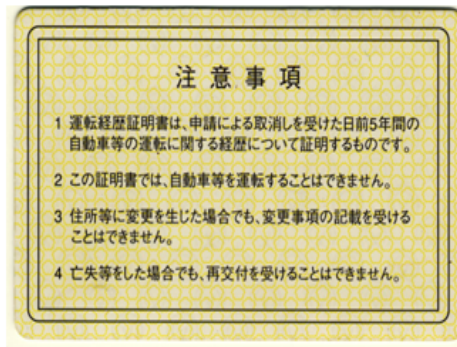
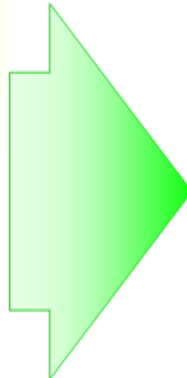
運転経歴証明書の様式

現行 (～H24.3.31)

改正 (H24.4.1～)



表面



変更事項

- (自動車等の運転はできません)
- 番号 (申請取消に係る免許証番号) の表記を付加

※ ICカード化は行わない。



裏面

変更事項

- 備考欄の付加
公安委員会で、氏名、住所の変更事項を記載する。